

## 平成 28 年第 7 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 28 年 7 月 21 日					
召集場所	滝上町役場第 1 会議室					
開閉会の日時 及び宣告	開会 平成 28 年 7 月 21 日 午前 9 時 30 分		議長 舟根 功			
	閉会 平成 28 年 7 月 21 日 午前 11 時 10 分		議長 舟根 功			
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別
	1	村田 牧子	出席	8	林 花美	出席
	2	張間 真之	出席	9	平石 茂	出席
	3	井上 秀幸	出席	10	日野 茂	出席
	4	池田 政隆	出席	11	片岡 照光	出席
	5	千葉 弘輝	出席	12	大西 義造	出席
	6	渡邊 誠一	出席	13	舟根 功	出席
	7	瀬川 博	出席			
会議録署名委員	張間 真之			井上 秀幸		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	河本 佳尚	書記	原 英伸
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 2 号 農地利用最適化推進委員の設置について 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (議事参与制限)					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員 13 名、出席委員 13 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第 8 条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 7 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 10 条の規定により 2 番張間委員、3 番井上委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、7 月 7 日 新制度に係る農業委員選出等について町理事者との協議を町長室において、農業委員会から私と、会長代理、事務局 3 名と町からは町長と副町長及び総務課長が出席し協議を行いました。

内容については、後程報告いたします。

日程第 3. 議案第 1 号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、第 4 回総会で阿部俊憲さんと(株)グリーンヴァレーの売買によるあっせん成立の報告があった件につき、農地保有合理化事業により実施するための農用地利用集積計画であります。

阿部さんから公社に売買により所有権を移転させるものがあります。

議長 これより質疑に入ります

質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第4．議案第2号．農用地利用最適化推進委員の設置について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 推進委員の設置については、これまでの協議のなかでも設置しないということで委員の皆様にご了承いただいておりますが、先日の町理事者との協議のなかでもこの旨を伝えており、置かないことで了承を得ております。

推進委員は農業委員会が委嘱するということになっていきますので、本総会で正式に農業委員会の決定事項として議決するものであります。

議案の5ページですが、農業委員会等に関する法律では第17条に推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。

ただし、後段で次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができるということです。

その内の一つは、第3条第5項の政令で定める市町村ということで、これはどういう市町村かというと、農地面積800ha以下の市町村であります。

すなわち、農業委員会を置かないことができると規定されている市町村は委嘱しないことができるということです。

それからもう一つは、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村ということで、これは解りやすく言うと、遊休農地率が低く、なおかつ担い手にある一定程度以上集積されている市町村は推進委員を委嘱しなくても良いという規定であります。

滝上町は昨年10月30日付けで、農水省の告示により推進委員を置かなくても良い市町村として告示されました。

これを受けて、本委員会としては制度上「農業委員は、委員会としての決定行為」「推進委員は現場での活動」という役割分担が設けられましたが、本町のような小規模な自治体では、むしろ現場活動から決定行為までを一貫して農業委員が担うことが、本来の業務を適確かつ効率的に行えるため、推進委員は委嘱しないこととしたいと思っております。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

推進委員を設置しないことで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は推進委員を設置しないことで決定いたしました。

日程第5．議案第3号．農地法第4条申請について議題といたします。

なお、これは千葉委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第4条の農地転用許可申請であります。

7月11日付で千葉弘輝さんから牛舎及び堆肥舎を建てるため農地を転用したい旨の申請がありました。

この事業は畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業という国の事業及び町の上乗せ補助事業により実施する予定のものであります。

11ページをご覧ください。

求積図ですが、これは今回それぞれ転用に必要な面積を示した図面であります。

千葉さんのこのエリアは過去に転用した土地がありますので、それを薄グレーの色で表示しております。

上の方にあります既存の堆肥舎の部分は平成13年に転用。

下の方にあります既存の牛舎の部分は平成21年に転用しております。

今回は平成 21 年に転用した部分に一部新しく建設する牛舎がかかっている状況になっていきますので、その部分は斜線で示しております。

約 185 m<sup>2</sup>ほどであります。

一部牛舎がかかっていますが、残り必要な所要面積について今回転用を申請することになります。

12 ページは土地利用計画図であります。

13 ページは現況図で隣接する土地の現況地目を表示したものです。

14 ページは牛舎の平面図、15 ページは牛舎の立面図。

16 ページは堆肥舎の平面図、17 ページは堆肥舎の立面図となっております。

続きまして本件に係る審査につき説明します。

説明資料をご覧ください。

いつも使っている審査表でご説明いたします。

1 番、立地基準であります、農地区分の判断ですが、この場所は、農用地区域内の農地に該当しております。

(2) 上記により判断した理由ですが、農用地利用計画図により確認した結果、申請地は農用地区域に含まれていることを確認しております。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由ですが、農用地区域内農地の転用であるが、農業用施設の建設であり、立地条件から当該農地を選択したので、やむを得ないと認められるということでもあります。

2 番、一般基準 (1) 事業実施の確実性ですが、資力、信用に関する書類についてはまだ補助事業の内示は来ておりませんので、来ましたらその内示書を添付する予定です。

補助残につきましては、JA の融資を受ける予定になっておりますので、それにつきましては融資証明書で確認しております。

なお、この土地につきましては、抵当権が滝上農協時代のものですがついていきますので、転用の同意をもらっております。

申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがあるについては該当です。

行政庁との許認可の手続きについては、農振計画の中の用

途区分を変更する。

農用地から農業用施設用地にするという手続きを現在進めております。

認められる見込みなので、認められ次第転用を許可する運びとなっております。

申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込があるということで、先ほど説明しましたとおり新しく建設する牛舎については、すでに転用済みの土地に一部食い込むような形になっておりますのでここは該当ということです。

申請面積が事業の目的からみて適正であると認められることについても該当。

転用目的が土地の造成目的でないについても該当。

(2) の被害防除措置の妥当性についても全て該当しておりますが、説明は省略いたします。

(3) 一時転用ではありませんので該当ありません。

(4) 農振計画の変更手続きであります。今回は1 ha 以下の農業用施設を建築する場合の軽微な変更手続きに該当します。

これにつきましては、8月上旬に手続きが終了する見込みであります。

3番、添付書類につきましては、○印をつけたもの全て付けておりますので確認しております。

その他の添付書類につきましても、○印を付けたものについては、こちらの方で準備しております。

4番、例外許可事由の該当状況ですが、本件は農地法第4条第2項本文ただし書きの「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当するというので、本転用を許可する前にまず、農振の手続きの中で、この該当地を農用地から農業用施設用地に変えますので、農業用施設用地に農業用施設を建てるということになりますので、これに該当することで問題ないと判断しております。

5番、総合判断ですが、農用地区域内農地に農業用施設を建設するものである。

農用地区域内農地の転用は原則不許可であるが、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において指定された農業用施

設用地に供する場合は許可できる。

本申請地の用途区分は農業用施設用地となっている。  
よって許可相当と認められるということでもあります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

平 石 農振法の1ha未満の基準があつて、8月上旬に認可が下り  
るということですが、実際に鍬入れできるのはいつになりま  
すか。

局 長 補助がもらえる場合は補助金の交付決定をもらってからに  
なります。

農振について言えば、農振の許可が8月上旬に出て、8月下  
旬に農業会議に諮問し案件が審議されるので、8月中には農業  
会議からいいよという答申がくるので、すぐ会長専決で許可を  
出すので、その面ではすぐできます。

ところが、今回補助がからんでいるので、補助の交付決定が  
ないと着工ができない。

予定では、補助交付決定が先でこちらの許可があとになると  
思います。

平 石 では、遅くても9月中には動けるということですね。

局 長 そう思います。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議保留といたします。

それでは、現地確認のため休憩といたします。

(休憩)

議 長 休憩を解きまして会議に戻します。

議案第3号について審議しますので、千葉委員は退席願  
います。

では、この件につき意見を求めます。

井 上 今、委員全員で現地を見てきましたが、問題なく許可して  
よろしいと思います。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異  
議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可相当であるとして北  
海道農業会議に諮問することに決定しました。なお、農業会  
議から、許可相当の答申があった場合、会長専決により許可  
することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会長専決により処理することといたします。

以上で全議案が終了いたしました。これで第 7 回農業委員  
会総会を終了いたします。